

令和7年度妊産婦等生活援助補助事業交付事業者公募要領

令和7年4月30日付7福祉子家第328号

1 補助金概要

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

2 補助条件

本事業の実施主体は、次の要件をすべて満たす団体とする。

なお、支援者団体は、取組の一部を、当該取組を適切に実施することができると認めた他の支援者団体に委託をすることができる。その場合は東京都（以下「都」という。）と事前に協議すること。

- （1）特定妊婦等の支援に取り組む民間団体であること。
- （2）原則として、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。ただし、都知事が認めた場合はこの限りではない。
- （3）東京都内に活動拠点を有していること。

3 補助対象事業

補助対象事業は、「東京都妊産婦等生活援助補助事業実施要綱」（令和6年4月22日付け6福祉子家第158号）に定めるとおりとする。

※国庫補助金実施要綱の改正に伴い、変更となる場合があります。

4 実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 補助対象経費等

経費の補助については、別に定める「東京都妊産婦等生活援助補助事業補助金交付要綱」（令和6年5月31日付け6福祉子家第375号。以下「交付要綱」という。）に基づいて行うものとする。

なお、交付要綱における主な規定については以下のとおりである。

（1）交付額

予算の範囲内で補助を行うものであり、交付額は申請額を下回ることがある。

（2）対象経費

交付要綱別添に定める経費で、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施した事業に係るもの

※国庫補助金実施要綱等の改正に伴い、変更となる場合があります。

6 留意事項

応募に際しては、事業内容及び補助対象経費等については、以下の点に留意すること。

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果を明確にすること。また、滞りなく事業を実施するための計画を策定するとともに、計画を遂行するために必要な人員体制を設けること。
- (2) 事業の実施にあたり、事業内容に即した効率的な所要額見積であること。
- (3) 団体の管理運営経費については、経常的なものについては補助対象とならず、専ら補助対象事業を実施するために必要な部分に限り補助対象となること。

7 申請手続

交付申請を行う事業者は以下のとおり書類を提出すること

(1) 提出書類

- ア 交付申請書及び添付書類（別紙様式第1、別紙様式1－1から別紙様式1－4、別記様式第5及び別記様式第6）
- イ その他関係資料

(2) 添付書類

所管官庁に提出している定款又は寄付行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し及び印鑑証明書を添付すること。

なお、それにより難しい場合は、相当する内容を把握できる資料を提出すること。また、その他、必要に応じ追加書類を求めることがある。

(3) 提出期限

令和7年6月6日（金曜日）

(4) 提出方法

下記住所宛に郵送又は持参により提出

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階 北側

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課子育て事業担当

(5) ヒアリング及び現地調査

都において交付申請書類を受付後、申請内容等に関するヒアリング及び現地確認を実施する。
日時は別途連絡する。

(6) 補助対象事業者決定までのスケジュール（予定）（一部再掲）

令和7年6月6日（金曜日）	申請書提出期限
令和7年6月6日（金曜日） ～令和7年6月下旬頃	事業者ヒアリング及び現地確認
令和7年6月下旬頃	補助金検討委員会の開催
令和7年7月上旬頃	審査結果（交付決定・不交付決定）の通知

8 申請に当たっての留意事項

- (1) 交付申請に当たって提出した書類については、都が補正を求めた場合を除き、書換えや撤回をすることはできない。また、返却もしない。なお、都が申請書類の補正を求めた場合には、これに速やかに対応すること。
- (2) 補助金検討委員会における審査は、別紙の基準に沿って実施する。
- (3) 審査結果は、全ての参加事業者へ文書で通知する。通知した審査結果以外の審査に関する情報や、交付決定されなかった理由等、審査に関する質問には一切回答しない。

(4) 緊急事態が発生した場合等は、予定されている日程を延期もしくは中止することがある。

9 問合せ先

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課子育て事業担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階 北側

電話 03-5320-4371 (内線) 32-669

メールアドレス S1140502 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。

お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

(別紙) 令和7年度東京都妊産婦等生活援助補助事業補助金交付に係る検討委員会 審査項目

	審査項目	評価の視点	配点
1	補助事業者としての適格性	・ 本事業の目的を十分に理解しているか ・ 公的機関と連携・協力して事業を実施する姿勢が見られるか ・ 適切な実施体制や必要な人員が確保できるか ・ 本事業に類する事業の実績があり、専門知識やノウハウを有しているか	5点
2	事業内容の妥当性	・ 本事業の目的と合致した事業計画となっているか ・ 企画内容が具体的であるか ・ 特定妊婦等の支援に資する効果的な内容となっているか ・ 特定妊婦等が安全で安心して支援を受けることができる環境を確保できるか	5点
3	事業内容の実現性	・ 団体の過去の実績に照らして実現可能であるか ・ 実施主体の財政規模と事業規模とに大きな開きがないか ・ 実施方法及び実施スケジュールは現実的か	5点
4	事業経費の適正性	・ 事業内容や事業規模に見合った経費見積もりか ・ 経費区分ができているか	5点